

## 施設等開設準備経費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 施設等開設準備経費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、対象施設等の開設又は既存施設の増床の準備に要する経費に充てるため、当該施設等に補助金を交付することにより、開設又は増床時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援し、もって高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、別表第1欄に定める対象施設等（以下「対象施設」という。）の開設又は既存施設の増床の準備に伴い、当該申請年度において支出した同表第4欄に定める対象経費（以下「対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、補助金の交付対象としない。

- (1) 他の制度による経費助成（補助）を受けている経費
- (2) 交付目的に照らし、適当と認められない経費

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、交付額は、次の各号により算定した額とする。

- (1) 対象施設ごとに、別表第2欄に掲げる交付基礎単価に同表第3欄に掲げる単位を乗じて得た額（以下「補助基本額」という。）と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- (2) 補助金の交付対象となる施設の開設準備（以下「補助事業」という。）の期間が平成22年度から平成23年度にわたる場合においては、各年度の交付額の合計額は補助基本額を上限とする。
- (3) 対象経費の算定の基礎となる期間は、対象施設の開設前6か月間（既存施設の増床による場合は、増床に伴う定員の変更日の前日から遡り6か月間）を上限とし、第7条に定める交付決定の変更の決定の通知を受けた場合においても、また同様とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の開始前に、対象施設ごとに補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、関係書類

を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に対して速やかに通知する。

(交付決定の変更及び中止)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業の内容を変更し、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金交付変更（中止）申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更の決定又は取消しの決定を行い、その旨を申請者へ通知する。

3 前項の規定による補助金の交付決定の変更又は取消しを決定した申請者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金は、次の各号に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(3) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならないこと。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該報告に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了日（補助事業の取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

（報告等）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人に対して、その補助事業の実施状況について、指示し、報告を求め、又は審査することができる。

（申請の取下げ）

- 第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。
- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、補助金の交付を申請した者が第6条及び第7条の規定による通知を受けた日から14日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 補助金の事業実績報告は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出して行わなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

（取消し及び返還）

- 第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らか

かとなったとき。

- (2) 第7条の規定による交付決定の変更、中止又は廃止についての申請をしなければならぬ場合にこれを怠ったとき。
- (3) 第8条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際現に補助事業を行っている施設であつて、平成22年4月1日において当該補助事業を開始していなかつた施設にあつては、第5条の規定にかかわらず、当分の間、補助金の交付申請をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の「施設等開設準備経費補助金交付要綱」第8条第2号の規定は平成26年度の補助事業から適用し、平成25年度以前の補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月7日から施行し、平成27年10月14日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の「施設等開設準備経費補助金交付要綱」第8条第2号の規定は平成27年度の補助事業から適用し、平成26年度以前の補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

1 対象施設等	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
・定員 29 人以下の特別養護老人ホーム ・定員 29 人以下の介護老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム	621 千円	定員数	施設等の円滑な開設又は既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円	宿泊定員数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300 千円	か所数	